

～抄録～

〔論 説〕

テスト・マーケティング研究(3)

陸 正

本稿はテスト・マーケティングのテスト段階の広告／製品テストをとりあげた。特にプリテストマーケティングに進む前段階のコンセプト・プロダクトテストを中心に、それにいたるコンセプトテスト、ネーミングテスト、デザインテスト、製品テスト、広告テストも詳細に検討した。最後にテスト段階の各局面でのリスクの低減のための評価基準について花王での経験値にふれた。

日本企業の業績に関する長期時系列分析 —低迷する20年と失われた10年—

武 見 浩 充

バブル崩壊後、わが国経済あるいは企業業績が長期間低迷を続けてきたことに対し、具体的な指摘が近年多数提示されている。本稿では、失われた10年と称される90年代に初めて日本企業の業績低迷の萌芽がみられるものなのかを検証すると共に、競争力と業績などの関係を分析することで、個別業態間の相違の把握に努めた。

これらのために、60年度を起点に約40年間の使用総資本事業利益率を用いて業績の時系列分析を行った。さらに、個別業態においても長期の時系列分析を国際競争力指数や付加価値生産性などに付いて行った。

検証からは90年代のみに低迷が表象するものではなく、既に石油ショックがあった70年代から80年代の20年間に渡って60年代から低下した業績の回復傾向は見られず、むしろ一貫して低下傾向にあったことが示唆された。さらに、業績が低下傾向にあることは否めないものの、もの作りが異なる輸送用機械「自動車」と電気機械「家電」では、競争力と収益性の関係などで差が生じていることが示唆された。

機能的視点に基づくリテール金融業務展開

長 島 芳 枝

近年、金融の諸機能に焦点を当てた、機能的視点の重要性が注目を集めている。世界的に地理的統合や情報技術革新、規制の緩和・撤廃が進み、経済環境が大きく変化する中で、金融分野における従来の業態や組織形態、制度を概念の土台とせず、金融機能を軸とする機能的視点の提示する枠組みの有効性が認められてきている。

金融の諸機能についての詳細は、個々の金融機関にとって目新しいものではないが、枠組みをどのように捉えて実際の業務展開に取り入れるかは金融機関ごとに異なる。厳しい規制の中、個人向け取引を始めとするリテール業務に積極的に取り組んできた米国金融機関は、具体的な組織や制度を前提としながらも、その根底にある様々な金融機能をきめ細かく顧客ニーズに結びつけ、収益を上げることに成功している。

金融システムの多面的な機能を軸とし、地理的、時代的な制約にとらわれない枠組みを提示する機能的視点は、リテール業務の展開に今後も重要な指針を示すものである。依然として収益面と顧客満足の双方で課題をもつ日本国内の大手金融機関による展開についても、有益な示唆を与えるものと考えられる。

米国銀行業における規制と適正自己資本の一考察

—1980年から1994年を中心として—

藤 野 君 江

国際決済銀行 (Bank for International Settlements, BIS) のもとに設けられたバーゼル銀行監督委員会の自己資本比率規制は日本の銀行と銀行監督に大きな影響を与えた。同委員会は2006年から新しい自己資本比率（新BIS規制）を導入することとなっており、それにどう対応するかが今日大きな問題となっている。だが自己資本比率規制はバーゼル銀行監督委員会が採用する以前から米国の銀行監督において採用されていた。本論文は、日本の金融行政のあり方を考えるために米国金融監督の歴史的流れから教訓を引出すことを意図したものである。特に自己資本比率規制について詳しく考察している。他の制度を研究することは、わが国の金融制度及び金融機関市場のあり方を考える上で大きいに役立つと考える。

本論文は、FDIC調査統計部が1980～1994年代にかけての歴史の教訓をまとめた *History of the Eighties—Lesson for the Future: An Examination of the Banking Crises of the 1980s and Early 1990s* (1997) と題する報告書に基づいて執筆したものである。米国銀行業の立法と規制が成立した根拠やその妥当性を考察している。この研究は、日本の金融監督行政のあり方を考える上での前提となる論点を提供するものとなろう。

企業組織再編成における欠損金に関する一考察

小 堀 朋 子

日本企業の国際競争力を高め、経済の構造改革を推進するために、2001年度の税制改正においては会社分割等につき、企業組織再編税制が施行された。

筆者は、日本国憲法がその98条において最高法規を規定していることから税制に関する政策の立案は憲法14条（租税公平主義）と実質課税所得の原則を基本にすべきであると考えているが産業活力再生特別措置法が施行される現況に鑑み、現状の日本の企業再編税制における適格分割型分割に該当する場合の欠損金の引継ぎ要件でもある適格要件は、経済の構造改革に資するには今後の改正が必要であると考えており、具体的には、株主に対する承継会社株式の交付割合を持株数に比例させる要件（以下「分割新株按分交付要件」という）を適格要件からはずすべきである等と考える。

なお、筆者は、現状の日本では7年とされている欠損金の繰越し期間も無制限とすべきであると考えており、本稿において考察する。

〔研究ノート〕

組織能力と企業間関係 —クルマ産業における資産特性の先行研究—

影 山 僕 一

わが国は、1990年代の当初に景気後退に見舞われ、その後10数年にわたり、経済活動が停滞を続けており、経済成長はストップしたままである。その背景には、多くの要因が考えられるが、特に企業の発展力の衰退に注目する必要がある。経済学、経営学の分野においても、企業発展の推進力に関する解明は進んでいない。

こうした中で、最近注目されているのが、企業の持つケーパビリティである。従来の企業に関する研究では、企業活動に必要とされる情報処理能力と他企業との取引に関する分野の研究が中心を占めてきた。最近は、企業の持つ特性、特殊な能力が注目を浴びている。企業の持つ組織能力（OC: organizational capabilities）に関する研究が待たれている。こうした分野に関する研究は、1990年代の末より、すくなくざる研究者により着手されているが、いまだに十分とはいえない状況にある。そこで本稿は、OCを含めて、企業の発展力として最近、再度注目されはじめている企業の系列関係に関する先行研究の紹介を試みることとする。

今回は、マドホックによる企業特性に関する論文の要旨を紹介し、さらに、ダイヤーによる日米の自動車企業における企業間関係に関する特異な研究の成果を紹介したい。